



公示第82号

登録教習機関の登録事項の変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第77条第3項において準用する法第47条の2の規定による法第46条第4項3号の事項の変更の届出があったので、法第112条の2第2項第2号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称 一般社団法人 兵庫労働基準連合会

事務所の名称 一般社団法人 兵庫労働基準連合会 姫路事務所

事務所の住所 変更前 姫路市下寺町43 姫路商工会議所新館3階

変更後 姫路市網干区浜田字東沖新田1000番地146

変更する年月日 令和7年4月1日

令和7年3月5日

兵庫労働局長

